

## 家屋補充課税台帳（未登記家屋）の名義人の変更について（お願い）

日頃より税務行政につきましては、ご理解、ご協力をいただきありがとうございます。家屋補充課税台帳(未登記家屋)の名義人変更について、お手数ですが次の書類をご用意いただき、名義人変更の手続きをお願いいたします。名義人の変更に必要な書類は、名義人変更の事由により異なりますのでご注意ください。

なお、この書類は地方税法に基づき家屋補充課税台帳に所有者として登録するために市に提出をお願いするものであり、不動産登記法その他法令に基づく所有者を定めるものではありません。

### 相続・遺贈の場合

#### 1. 遺産分割協議書の場合

- (1) 家屋補充課税台帳名義人変更届(同封のもの)
- (2) 遺産分割協議書(名義人の変更をする未登記家屋の記載があるもの)の写し  
※ 名義人の変更をする未登記家屋について記載がない場合は、「遺産分割協議書に記載のないもの」について記述がされていることを確認してください。  
(例)「ここに記載のない資産については、相続人〇〇〇〇の所有とする。」  
「その他の資産については、相続人〇〇〇〇の所有とする。」等の記載のあるもの。
- (3) 相続人全員の印鑑登録証明書の写し(遺産分割協議書に添付されているもの)
- (4) 相続人が確認できる家系図など(作成されている場合は添付してください。)

#### 2. 遺言書(公正証書)の場合

- (1) 家屋補充課税台帳名義人変更届(同封のもの)
- (2) 遺言書(公正証書)で名義人の変更をする未登記家屋の記載があるものの写し  
※ 名義人の変更をする未登記家屋について記載がない場合には、「遺言書(公正証書)に記載のないもの」について記述がされていることを確認してください。  
(例)「ここに記載のない資産については、〇〇〇〇に相続させる。」  
「その他の資産については、〇〇〇〇に相続させる。」等の記載のあるもの。
- (3) 新所有者の本人確認書類の写し※  
※【いずれか1点】印鑑登録証明書、運転免許証、パスポート、個人番号カード、法人の登記書類、その他官公署が発行した証明書等で写真と生年月日の記載があるもの  
【いずれか2点】保険証、年金手帳、その他官公署が発行した資格証明書その他これらと同等の書類

#### 3. 遺産分割協議書等では名義変更をする未登記家屋が特定できない場合

- (1) 家屋補充課税台帳名義人変更届(同封のもの)
- (2) 「家屋課税台帳名義変更届」の記載のとおり、名義の変更をすることについて、相続人全員の署名(自署)又は記名・押印(認印)のある同意書(様式は問いません。ただし、相続人が1名であることが、戸籍等により確認できる場合は不要)
- (3) 戸籍謄本(改製原戸籍、除籍謄本等被相続人と相続人全員の関係がわかるもの)の写し。
- (4) 相続人が確認できる家系図など(作成されている場合は添付してください。)

(裏面に続く)

## 売買の場合

- (1) 家屋補充課税台帳名義人変更届(同封のもの)
- (2) 売買契約書(売渡証書等)の写し(契約書等がない場合には、「その他の場合」の書類をご用意ください。)

## 贈与の場合

- (1) 家屋補充課税台帳名義人変更届(同封のもの)
- (2) 贈与証書等の写し(贈与証書等がない場合には、「その他の場合」の書類をご用意ください。)

## その他の場合

- (1) 家屋補充課税台帳名義人変更届(同封のもの)
- (2) 名義人の変更を証する書類の写し(ない場合には、新旧所有者の本人確認書類※の写しを添付してください。)

※【いずれか1点】印鑑登録証明書、運転免許証、パスポート、個人番号カード(マイナンバーカード)の表面、法人の登記書類、その他官公署が発行した証明書等で写真と生年月日の記載があるもの

【いずれか2点】保険証、年金手帳、その他官公署が発行した資格証明書その他これらと同等の書類

記載事項や添付書類に不備のある場合は、お受けできず返却する場合がありますので、提出される前に十分ご確認ください。なお、ご不明な点は下記までお問い合わせください。

### 問い合わせ先

相模原市役所 資産税課家屋評価第1班 電話：042-769-8224 (直通)  
〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号 第2別館2階